

人 材 紹 介 契 約 書

株式会社日立製作所（以下「甲」という）と、株式会社ビザスク（以下「乙」という）とは、乙から甲に対して行われる人材紹介に関して、以下のとおり契約を締結するものとし、本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

第1条 甲は、甲のインダストリアル AI ビジネスユニットインダストリアル事業統括本部の社員採用に関して、乙に以下の各号の業務（以下「本業務」）を委託し、乙はこれを受託する。
（1）甲が求める人材（以下「候補者」という。）の紹介
（2）候補者の採用選考に関するアドバイスその他必要な支援
（3）前各号に付随関連する業務

第2条 乙は、甲が採用する求人要件に候補者が該当し、かつ候補者本人が応募を承諾した場合に、候補者を甲に紹介する。
2 甲は乙に対し、前項の紹介の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を書面又メール等で明示し、乙は候補者に求人票を用いて同法第5条の3第1項に定める労働条件を明示する。
3 前項により乙が候補者に労働条件を明示し、甲と候補者との雇用契約の成立をあっせんした後、当該雇用契約の始期までの間に、労働条件を変更、特定、削除、追加（以下「変更等」という）する場合は、変更等した後の労働条件を甲は候補者に明示するものとする。

第3条 甲は、乙が紹介した候補者について採用を決定した場合には、候補者が入社するにあたり労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面もしくは内定通知書の交付を候補者に行うものとする。また、甲は、乙が職業安定法第32条の15で定める帳簿を作成するため、その写しを乙に交付するものとする。

第4条 甲は、乙が実施した本業務の対価（以下「紹介手数料」という）として、候補者が甲に採用された場合、甲は乙に以下のとおり紹介手数料を支払うものとする。紹介手数料には消費税を加算する。
（1）紹介手数料について
本人の理論年収の28％とする。理論年収とは、以下の①②のとおりとする。
①理論年収＝「月額固定給×12ヶ月＋前年度実績賞与額」とする。
なお、月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他毎月固定で支払われる諸手当」とし、通勤交通費、および時間外・休日・深夜労働手当等変動要因のある手当は含まれない。
②年俸制の場合は、年俸額を理論年収とする。
（2）支払期日及び支払方法について
乙は、甲に対して、候補者が甲に入社後速やかに紹介手数料を請求し、甲は、その請求書を受領した月の翌月末日（当該末日が金融機関の非営業日であった場合は直前の営業日）までに、請求された紹介手数料及びその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。
2 乙が紹介した候補者を甲の諸事情により一旦不採用としたにもかかわらず、その後甲が当該候補者を採用し入社に至った場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙の紹介から1年以内に限り前項に基づく紹介手数料を支払うものとする。
3 前二項の規定にかかわらず、甲が候補者と雇用契約又は有期雇用契約を締結し、かつ、当該契約期間満了後、再度当該候補者と雇用契約又は有期雇用契約を締結する場合、甲は乙に対して既に支払った紹介手数料とは別に再度紹介手数料を支払う義務を負わないものとする。

第5条 乙が甲に紹介した候補者が、甲に採用された日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合又は当該候補者の責め帰すべき事由により解雇された場合は、甲は退職日又は解雇日から2週間以内にその事実を乙へ連絡するものとする。また、乙は前条第1項に基づき既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を甲に返金するものとする。
2 前項において、乙が甲に当該候補者についての紹介手数料の一部を返金する場合は以下のとおりとする。
・入社後1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50％
・入社後3ヶ月以内に退職した場合（有期雇用期間が満了した場合を除く）、紹介手数料の25％

第6条 乙は、本契約に関して知り得た甲に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、また、本業務を履行する目的以外に使用してはならない。
2 甲は、乙から候補者の個人情報について、採用選考にかかわらない第三者への個人情報の開示又は漏洩をしてはならない。また、甲は、乙から紹介され、採用に至らなかった候補者の個人情報について、甲の責任のもと、削除および応募書類をシュレッダー破棄する等、情報漏洩しないよう、速やかに安全処理するものとする。なお、本項における個人情報とは、キャリアシート（履歴書）・職務経歴書・推薦状・選考進捗情報等の個人を特定できる情報をいう。

第7条 乙は、本契約の履行に伴い甲から開示された甲の企業機密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。
2 乙は、甲が事前に書面（電子メールを含む。）により同意した場合、本契約履行に伴い開示された甲の企業機密情報を候補者に開示する事ができるものとする。この場合、乙は、本契約に基づき自己が負うのと同等の義務を当該候補者に負わせ、かつ、当該候補者の義務履行につき責任を負う。
3 乙は、甲の企業機密情報を、本業務を履行する目的のために合理的に必要な範囲内でのみ使用及び複製できるものとする。
4 乙は、本契約の終了後速やかに甲に企業秘密情報を返却し又は自らの責任で消却するものとする（秘密情報の複製物も同様とする。）。
5 本条の定めは、本契約の終了後1年間有効に存続するものとする。

第8条 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自己が次の第1号から第9号のいずれにも該当しないこと及び次の第10号から第12号に違反しないことを表明し、又は確約する。
（1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）であること又は反社会的勢力であったこと。
（2）反社会的勢力が経営を支配していること。
（3）代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
（4）自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
（5）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図る等反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
（6）反社会的勢力と密接に交際をする等社会的に非難されるべき関係を有すること。
（7）暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
（8）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
（9）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。
（10）本契約に基づく取引が、マネーロンダリング、テロ資金供与又は本邦外国為替及び外国貿易法（外為法）、米国財務省外国資産管理室（OFAC）規制を含む経済制裁関係法令（以下、「経済制裁関係法令」という）に抵触する取引に該当しないこと、又はそのおそれがあると合理的に認められる行為を行わないこと。
（11）自己にマネーロンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令に抵触する取引の存在が判明した場合又はそのおそれがあると合理的に認められる行為が生じた場合には速やかに相手方に通知すること。
（12）その他マネーロンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令に抵触する取引を防止するために必要な対応を適切に実施すること。
2 甲及び乙は、自己が本契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」という）が前項第1号から第9号のいずれかに該当し、あるいは前項第10号から第12号のいずれかに違反した場合、当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約する。
3 甲又は乙が前2項の表明又は確約のいずれかに反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本契約を解除することができる。

第9条 本契約の有効期間は 本契約の締結日にかかわらず2025年11月18日から満1年とする。ただし、有効期間を延長する必要がある場合、甲乙協議のうえ書面で合意することにより、有効期間を延長することができる。

2 本契約の有効期間中に当事者のいずれか一方が文書により解約を申し入れた場合、通知の日から1ヶ月後の日付をもって解約が成立するものとする。なお、解約日までに実行された人材の紹介に係る行為は、本契約書に基づき清算（紹介手数料の支払い又は一部返金）されるものとする。

第10条 本契約に定めない事項及び本契約の規定について疑義を生じた場合は、甲乙双方誠意を持って協議し決定するものとする。

第11条 本契約の内容を変更する必要がある場合、両当事者は協議の上、書面で合意することにより、本契約の規定を変更できるものとし、変更後の規定が本契約の規定に優先されるものとする。

第12条 本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約から生ずる紛争については、東京地方（簡易）裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以 上

日付：

(甲) 東京都千代田区外神田一丁目5番1号
株式会社日立製作所
人財統括本部 人財業務本部
インダストリー人事企画部長 前田 裕章

(乙) 東京都目黒区青葉台4-7-7
住友不動産青葉台ヒルズ9F
株式会社ビザスク
取締役 ナレッジプラットフォーム事業 代表
宮崎 雄